

公立大学法人宮城大学動物実験等規程

平成21年4月1日

規 程 第 5 6 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 動物実験等 動物を教育又は試験研究の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- 二 実験動物 動物実験等の利用に供するため、次号に掲げる施設等で飼養し、又は保管しているほ乳類、鳥類及びは虫類に属する動物（次号に掲げる施設等に導入するため輸送中のものを含む。）をいう。
- 三 施設等 次号に掲げる飼養施設及び第5号に掲げる実験室をいう。
- 四 飼養施設 実験動物を恒常的に飼養し、若しくは保管し、又は動物実験等を行う施設（次号に掲げる実験室を除く。）をいう。
- 五 実験室 実験動物に実験操作を行う室をいう。
- 六 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- 七 管理者 実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- 八 実験動物管理者 飼養施設の管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- 九 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- 十 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- 十一 動物実験主任者 第13号に掲げる学群長等を補佐し、動物実験責任者に対する指導助言等を行う者をいう。
- 十二 学群等 本学の看護学群、事業構想学群、食産業学群、基盤教育学群、看護学研究科、事業構想学研究科及び食産業学研究科をいう。
- 十三 学群長等 学群等の長をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針（平成18年文部科学省告示第71号）、動物の処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本方針（平成18年6月1日厚生労働省通知）、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日日本学術会議作成）その他の関連法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学で実施される全ての動物実験等に関する最終的な責任を有する。

(管理者)

第5条 動物実験等を実施しようとする学群長等は、学群等における実験動物及び施設等の管理をさせるため、管理者を置くものとする。

2 管理者は、当該学群等の教員の中から当該学群長等が指名する。

(実験動物管理者)

第6条 学群長等は、実験動物管理者を置かなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者の中から、管理者の推薦に基づき、当該学群長等が指名する。

(動物実験責任者)

第7条 動物実験等ごとに、動物実験責任者を置き、当該動物実験実施者の中から当該学群長等が指名する。

(動物実験主任者)

第8条 学群等に動物実験主任者を置き、動物実験等に知識及び経験を有する者の中から、当該学群長等が指名する。

(動物実験専門委員会)

第9条 公立大学法人宮城大学研究委員会運営規程（平成21年宮城大学規程第51号。以下「運営規程」という。）第8条第1項第5号の規定により設置される動物実験専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、研究委員会委員長の諮問に応じ、又は必要に応じて、次に掲げる事項に係る専門的な対応等について審議する。

- 一 動物実験計画が第3条に定める関連法令等及びこの規程に適合しているかどうかの審査に関すること。
- 二 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- 三 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- 四 動物実験等の適正な実施に関すること。
- 五 動物実験等に関わる職員の教育訓練に関すること。
- 六 動物実験等に係る自己点検及び評価に関すること。
- 七 その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

2 専門委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 研究を担当する理事
- 二 管理者、実験動物管理者及び動物実験主任者
- 三 学群長等が指名する学群等の教授4人
- 四 教職員の健康、安全管理等に責任を有する事務職員1人
- 五 その他研究委員会委員長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門委員会の委員長は、運営規程第8条第2項の規定により、研究委員会の委員長が指名する。

5 委員長は、専門委員会を主宰する。

6 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

7 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 専門委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

9 委員長は、必要に応じ、動物実験責任者に対し報告を求めることができる。

10 委員長は、必要と認めるときは、専門的知識を持つ者など、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

11 委員長は、審議の結果について、研究委員会の委員長及び学長に報告するものとする。

(施設及び設備)

第10条 動物実験等は、施設等で実施するのを原則とする。ただし、施設等以外の施設で実施する場合には、あらかじめ専門委員会の審議を経なければならない。

2 管理者は、実験動物の生態、習性等を考慮した上で、動物実験等を適正かつ円滑に実施するために必要な施設及び設備並びにその管理に必要な組織及び体制の整備に努めなければならない。

(動物実験計画の承認)

第11条 動物実験責任者は、動物実験等を実施しようとする場合には、動物実験計画を立案し、動物実験計画書審査願(様式第1号)を管理者を経由して学長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の動物実験計画を立案するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 適正な実験動物の選択及び実験方法の検討を行い、使用する実験動物を研究及び教育の目的に必要な最小限度にとどめるなどの配慮をすること。

二 実験動物を使用する際には、動物実験等の精度及び再現性に影響を与える動物種、系統、数、遺伝的品質、微生物学的品質、入手方法、飼育環境、実験方法等について、十分な検討を行うこと。

三 実験動物を使用する際には、特に遺伝学的品質及び微生物学的品質に関しては、周辺環境の汚染、周辺動物への感染の拡大及び動物実験実施者等への感染を防止するため、管理者の指示に従わなければならないこと。

3 学長は、第1項の動物実験計画書審査願の提出があったときは、専門委員会委員長を通じて審査を諮問し、その審議を踏まえ、当該動物実験計画の承認の可否を決定するものとする。

4 学長は、前項の決定を行ったときは、管理者を経由して当該動物実験責任者に通知するものとする。

5 動物実験責任者は、前項の承認の通知後でなければ、当該動物実験計画に定める動物実験等を行ってはならない。

6 第1項の動物実験計画書審査願の提出は、新規又は継続の動物実験等の別にかかわらず、原則として、毎年度当初に行うものとする。

(動物実験計画の変更等)

第12条 前条の規定は、承認された動物実験計画を変更又は追加しようとする場合について準用する。

(動物実験等の実施)

第13条 管理者は、動物実験責任者等から動物実験等の実施のための改善の要望を受けたときは、必要に応じて、研究委員会委員長に申入れを行うものとする。

2 研究委員会委員長は、前項の申入れがあったときは、専門委員会に諮問し、必要な措置を講じるものとする。

- 3 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、関係法令等に定めるもののほか、動物実験計画書に記載された事項を遵守しなければならない。
- 4 動物実験実施者は、動物実験等の操作に当たり、麻酔及び適切な保定等の科学的な根拠のある手段によって、常に実験動物の苦痛をできるだけ軽減するように努めなければならない。

(実験動物の検収、検疫等)

第14条 動物実験実施者は、実験動物の導入に当たっては、発注条件、異常及び死亡の有無等当該実験動物の状態、輸送方法、導入時刻等を確認するとともに、必要に応じて実験動物の検疫を行わなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たっては、実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、短時間の輸送方法の選定に努めなければならない。

(実験動物の飼育管理)

第15条 管理者及び動物実験実施者は、施設等及びその設備の適切な維持管理に努めるとともに、実験動物（施設等に導入するため輸送中のものを含む。）に対する適切な給じ、給水等を行わなければならない。

- 2 管理者及び動物実験実施者は、実験動物の導入時から動物実験等が終了するまでのすべての期間にわたり実験動物の状態の変化を観察し、異常又は死亡を発見したときは、適切な処置を講じなければならない。

(動物実験等終了後の措置)

第16条 動物実験実施者は、動物実験等の終了又は中止に当たっては、実験動物に苦痛を与えないようにするとともに、他の実験動物に苦痛を感じ取られないように、麻酔薬の投与その他の適切な安楽死処置法を選択しなければならない。

- 2 動物実験実施者は、実験動物の死体、糞尿等の保管に際し、悪臭の発生又は病原体による環境汚染等の防止に努めなければならない。
- 3 動物実験責任者は、動物実験等を終了し、又は中止した場合において、前2項の措置を完了したときは、速やかに、動物実験等報告書（様式第2号）を管理者を経由して学長に提出しなければならない。
- 4 年度を超えて継続する動物実験等については、毎年度終了後に前項の動物実験等報告書を学長に提出するものとする。
- 5 学長は、前2項の動物実験等報告書を専門委員会に送付するものとする。

(記録の保存及び報告)

第17条 管理者は、実験動物の入手先、飼養履歴、病歴等に関する記録を整備及び保管するものとする。

- 2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類、数等について、学長に報告するものとする。

(譲渡の際の情報提供)

第18条 管理者は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を、譲渡先に提供しなければならない。

(危害防止等)

第19条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 動物実験実施者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走したときは、速やかに、動物実験責任者又は実験動物管理者を通じて管理者に通報するとともに、関係機関に連絡しなければならない。
- 3 管理者及び実験動物管理者は、実験動物由来の感染症及び実験動物によるこう傷等に対する予防策並びに発生時の対応策をあらかじめ定めなければならない。
- 4 管理者及び実験動物管理者は、毒蛇等の有毒動物の飼養管理を行うときは、人への危害防止のために必要な事項を別に定めるものとする。
- 5 管理者は、実験動物の飼養及び動物実験等の実施に関係のない者が実験動物に接触しないように必要な措置を講じるものとする。

(教育訓練)

第20条 専門委員会は、動物実験責任者及び動物実験実施者に対し、次の各号に掲げる教育訓練を実施するものとする。

- 一 関連法令等及びこの規程に関すること。
 - 二 動物実験等の方法に関する基本的事項に関すること。
 - 三 実験動物の飼養保管に関する基本的事項に関すること。
 - 四 安全確保に関すること。
 - 五 その他適切な動物実験等の実施に関すること。
- 2 専門委員会は、前項の教育訓練を実施した場合には、その実施日、教育内容、講師名及び受講者名を記録保存するものとする。

(自己点検、評価及び検証)

第21条 学長は、管理者、動物実験責任者等から資料の提出を求め、本学における動物実験等の実施状況等に係る関係法令等への適合性について、専門委員会に自己点検及び評価を行わせるものとする。

- 2 専門委員会は、前項の規定により自己点検及び評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、自己点検及び評価の結果について、学外の者による検証を受けるように努めるものとする。

(情報公開)

第22条 学長は、本学における動物実験等に関する規程等、実験動物の飼養保管状況、自己点検及び評価並びに検証結果等の動物実験等に関する情報について、必要に応じて公表するものとする。

(危険物質等を扱う動物実験等)

第23条 危険物質を扱う動物実験等又は感染実験若しくは遺伝子組換え実験を行う動物実験等を実施するときは、人の安全確保はもとより、実験動物の飼育環境の汚染の防止に配慮しながら関係法令等を遵守して行わなければならない。

(委任)

第24条 この規程に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 8 月 26 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 25 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 10 月 22 日 第 89 回理事会）

この規程は、平成 26 年 10 月 22 日から施行し、改正後の公立大学法人宮城大学動物実験等規程は、同年 11 月 1 日から適用する。

附 則（H27.3.25 第 94 回理事会）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（H28.3.23 第 107 回理事会）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（H29.3.22 第 120 回理事会）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（学部に係る経過措置）

- 2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学動物実験等規程第 2 条第 12 号の規定の適用については、「食産業学群」とあるのは、「食産業学群，看護学部，事業構想学部，食産業学部」と読み替えるものとする。

様式第1号（第11条関係）

受付番号（承認番号）：
 受付日：平成 年 月 日

管理者経由印

平成 年 月 日
 職 氏名

宮城大学長 殿

平成 年度 動物実験計画書 審査願 （新規・継続・変更・追加）

動物実験 責任者	所属名	職・氏名	Tel	講習会* 参加 ☐ 有 ☐ 無
			印	
動物実験実施者 （学生も含めた全員 を記入のこと。欄が 不足する場合は、別 紙に記入） *原則的に3年次後 期以降。	所属名	職（学年）・氏名	Tel	講習会* 参加 ☐ 有 ☐ 無
				☐ 有 ☐ 無
				☐ 有 ☐ 無
				☐ 有 ☐ 無
				☐ 有 ☐ 無
研究課題名				☐ 新規 ☐ 継続（承認番号 ） ☐ 前年度との変更 ☐ 有 ☐ 無
動物実験等を必要とする理由	☐ 使用動物が教育・研修の対象である。 ☐ 代替手段がない。 ☐ 代替手段では精度が不十分。 ☐ 代替手段では経費が大きすぎる。 ☐ その他（ ）			
安全管理上注意を要する実験	☐ いいえ ☐ はい （ ☐ 毒物・発癌剤投与， ☐ 組換え DNA 実験， ☐ 病原微生物投与， ☐ その他（ ））			
実験方法の種別	☐ 薬剤・試料等の投与 ☐ 組織等材料の採取 ☐ 行動観察 ☐ 外科的処置 ☐ 繁殖・維持 ☐ その他（ ）			
実施予定期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
実験動物及び動物実験等の実施・保管場所	☐ 学内施設 ☐ 生物物理実験室 ☐ 生物実験室 ☐ バイオ実験室 ☐ 化学実験室 1 ☐ 化学実験室 2 ☐ 共用実験室 ☐ 共同実験室 ☐ 小動物飼育室 ☐ 畜産棟 ☐ 中動物舎 ☐ ハウス豚舎 ☐ 坪沼農場豚舎 ☐ 坪沼農場果樹園跡地（フェンス内） ☐ 学外施設（施設名： ） ☐ 動物実験施設 ☐ 動物実験施設の指定無し			

使用する 実験動物 1	動物種及び系統名 _____ 遺伝的保証 ☐ 有 ☐ 無 微生物学的保証 ☐ 有 ☐ 無 使用動物数（ケージ数） _____ 入手先 _____ 飼育場所及び必要区画数 _____ 動物の飼育期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
使用する 実験動物 2	動物種及び系統名 _____ 遺伝的保証 ☐ 有 ☐ 無 微生物学的保証 ☐ 有 ☐ 無 使用動物数（ケージ数） _____ 入手先 _____ 飼育場所及び必要区画数 _____ 動物の飼育期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
使用する 実験動物 3	動物種及び系統名 _____ 遺伝的保証 ☐ 有 ☐ 無 微生物学的保証 ☐ 有 ☐ 無 使用動物数（ケージ数） _____ 入手先 _____ 飼育場所及び必要区画数 _____ 動物の飼育期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
使用する 実験動物 4	動物種及び系統名 _____ 遺伝的保証 ☐ 有 ☐ 無 微生物学的保証 ☐ 有 ☐ 無 使用動物数（ケージ数） _____ 入手先 _____ 飼育場所及び必要区画数 _____ 動物の飼育期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

使用動物は種・系統ごとに記入してください。使用動物数は雌雄に分けて記載。

必要区画については以下の注を参照してください。

動物実験責任者は教職員に限ります。

☐は適合項目に×印をつけるか，☒とすること。

注) 必要区画について

- 1 小動物飼育室，飼育装置個室を使用する場合，基本的に1区画1ケージ。
- 2 小動物飼育室，実習用飼育装置を使用する場合，基本的に1区画9ケージ。

想定される痛みのカテゴリの自己判断*	☐ A ☐ B ☐ C ☐ D ☐ E
動物の苦痛軽減・排除の方法及び保定・拘束の時間について（関連事項を複数選択） ☐ 軽微な苦痛の範囲なので特に処置を講じない。 ☐ 短時間の保定・拘束なので特に問題はない。 ☐ 麻酔等を使用する（薬剤名 _____ ） ☐ 実験の都合上長時間（24 時間以上）の保定・拘束はやむを得ない（実験の目的または方法の欄にその理由を記入すること。）。 ☐ 重度のストレスや痛みを伴う実験であるが、実験の都合上苦痛の軽減・排除の方法がない（実験の方法の欄にその理由を記入すること。）。 ☐ その他（具体的に） _____	
動物を屠殺する場合の処置 ☐ 過剰麻酔による安楽死（薬剤名 _____ ） ☐ 炭酸ガスによる安楽死 ☐ 物理的方法による安楽死 ☐ 屠場における処理法に準ずる（電気ショックによる失神後放血屠殺など）。 ☐ その他（具体的に） _____)	

☐ は適合項目に×印をつけること。

*：痛みのカテゴリは下記を参考に判断してください。

詳細は、Laboratory Animal Science. Special Issue：11-13, 1987 を参照のこと。

カテゴリ A: 生物個体を用いない実験又は植物、細菌、原虫、無脊椎動物を用いた実験

カテゴリ B: 脊椎動物を用いた実験。熟練した研究者や技術者が行ったときに、動物に対してほとんど又はまったく不快感を与えないと思われる実験操作

例) 麻酔下で処置が行われそのまま覚醒せず安楽死させる場合 等

カテゴリ C: 脊椎動物を用いた実験。動物に対して軽微なストレス又は短時間持続する痛みを伴う実験。苦痛を伴うがそれから逃げ出すことが可能な状況

カテゴリ D: 脊椎動物を用いた実験。避けることのできない重度のストレスや痛みを伴う実験。

麻酔薬や鎮痛剤、精神安定薬を用いることのできない実験、長時間にわたる潜在性のストレスを伴う実験操作や安楽死を適用できない実験操作など。苦痛を伴いそれから逃げ出すことが不能な状況

カテゴリ E: 麻酔していない意識のある動物を用いて、動物が耐えることのできる最大の痛み又はそれ以上の痛みを与えるような実験処置。カテゴリ E と判断される実験は原則として許可できない。

動物実験等の方法（具体的に書いてください。）

研究課題：

目的：

方法：

（紙面が不足する場合は，別紙に記入すること。必要に応じて資料を添付する。）

動物実験専門委員会検討結果

☐ 承認する。

ただし，有効期限は平成 年 月 日までとする。

☐ 承認できない（下記とおり助言・指導する。）。

動物実験専門委員会の本実験に対する意見

動物実験専門委員会委員長 印

申請された計画書の諾否

☐ この計画を承認する。承認番号

ただし，有効期限は平成 年 月 日までとする。

☐ この計画は承認できない。

平成 年 月 日
宮城大学長 印

平成 年度 動物実験等報告書

平成 年 月 日

1. 動物実験責任者

所属： _____

職・氏名： _____

2. 研究課題名

3. 実験動物の取扱状況

動物実験計画書に記載したとおり実験動物を

- ① 取り扱った。 ② 取り扱わなかった（中止も含む。）。

②の場合の理由とその後の取扱い

4. 実験動物の飼養管理状況

動物種又は系統	今年度新たに準備した動物数	昨年度からの継続も含め飼育した動物総数	実験に使った動物数	実験のために屠殺した動物数	実験に使わずに処分した動物数	継続飼育中の動物数
	購入 自家 譲渡					
	購入 自家 譲渡					
	購入 自家 譲渡					

購入：購入した動物の頭数，自家：自家繁殖によって得られた動物の頭数，
譲渡：譲渡された動物の頭数

屠殺動物の処分先： _____

以上のとおり動物実験等を行いましたので報告いたします。

所属： _____ 職・氏名 _____ 印 _____

管理者経由印 平成 年 月 日

職 氏名

動物実験等実施の流れ

